

2021年6月25日開催
臨時取締役会議事録稿本

株式会社 山口フィナンシャルグループ

午前1本目

○吉村取締役

社長空席につきまして定款第24条第2項及び取締役会規則第8条により、とりあえず議長を務めます。

本日は三上取締役が山口銀行東京支店よりテレビ会議によりご出席でございます。

本来ならば収集のご通知をすべきところを、定款第25条第2項及び取締役会規則第9条第2項により臨時取締役会を開催しますが、ご異議ございませんでしょうか。

○全員

意義なしはい、ありがとうございます。

○吉村取締役

それでは臨時取締役会を開催いたします。

欠席者はございません。

それでは、代表取締役、取締役会長、取締役社長選定の件を上程をいたします。

○佃取締役監査等委員

お二人だけなので、一括審議ではなく、お一人ずつやってはどうか。

○吉村取締役

はい、では代表取締役、取締役会長の件を上程をいたします。

定款第23条及び取締役会規則第12条4号(2)(3)により代表取締役、取締役会長を、これに(2)かな、(2)により代表取締役、取締役会長を選定するものでございます。

議長としては代表取締役会長に私吉村猛の就任させていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

反対ということでよろしいでしょうか。

わかりました。

それでは、代表取締役代表取締役、取締役社長に椋梨敬介氏にご就任させていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

ご承認いただける方は

挙手をお願いいたします。

はい全員賛成でございます。

それでは、代表取締役社長、椋梨敬介氏の代表取締役社長が決議されましたので、議長を交代いたします。

○棕梨社長

それでは、私が代表取締役社長としてご承認を頂きました。ありがとうございました。
これからの議案は、取締役会規則第8条第1項により、私が議長となとして審議を進めさせて頂きます。

第1号議案については既に議了しております。

それでは議案の順序を変えさせて頂きたいと思います。少々お時間をください。私の方で議案を整理いたしますので。

では34号議案、チーフオフィサー選定の件からよろしいでしょうか。

○福田取締役監査等委員

すいません。組織改編の件がございますので32からされた方がよろしいのではないのでしょうか。

○議長

32号議案ですか。はい。

○吉村取締役

それは、その前の取締役会のあり方についてからの方がよろしいのではないですか。

32議案の方からやられた方がいいんじゃないでしょうか。

○議長

それでは32号議案から設定いたします。

皆さま、ファイルをお願い致します。

32号議案については、取締役会規則及び決裁権限基準に係る見直し検討開始の件を上程致します。本議案は渡部執行役員よりご説明頂きたいと思います。

○渡部執行役員

それでは取締役会規則及び決裁権限基準に係る見直し検討開始につきまして、説明をさせていただきます。

資料2頁をお願いいたします。

決議いただきたい事項、決議内容のところに記載しております。

執行ラインに可能な限り決裁権限を委譲する方向で、取締役会の決議事項を定める事項、及び決裁権限基準につきまして、見直しの検討を開始したいと、いうものでございます。

目的につきましては、取締役の過半数が、社外取締役である監査等委員会設置会社、当社でございますが、こちらの組織設計のメリットを最大限活用いたしまして、取締役会において、より経営の監督に専念できる体制とするとともに、経営執行をスピード感を持って実行していくためでございます。

中段背景を記載しております。

当社は昨年2020年6月に、既存の価値感や、ビジネスモデルにとらわれず、多面的かつ客観的な視点で、会社や地域の成長に資する戦略はどうかの議論を活発化させ、非同一的、非固定的、非連続的な意思決定をスピード感を持って行つたため、取締役会の過半数を社外取締役

といたしました。

一方で重要な業務執行の決定を取締役に委任できておらず、取締役会が監督機能に注力できる体制となっております。

また、これ背景でございますけれども、コーポレートガバナンスコード、こちらの方が改定をされておりまして、特にプライム市場の上場会社は、一段と高いガバナンスを目指し、取り組みを進めてことが重要となっております。

なお補足の方に、監査等委員会設置会社案におきましては、会社法の条文でございますが、取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役会の決議により、飛びますが①、重要な財産の処分及び譲り受け、2番、多額の借財、3番、支配人、その他の重要な使用人の選任及び解任④番支店その他の重要な組織の設置変更及び廃止等に関する決定。

それから⑤株式の発行、自己株式の処分等々重要な業務執行の決定を取締役に対して委任できることとなっております。

資料3頁をお願いいたします。

こちら当社のコーポレートガバナンス体制を記載をしております。

2015年6月から、監査等委員会設置会社の方に移行をしております。

当時の移行の方針、メリットといたしまして、取締役会としての監督機能が強化されるということ掲げまして、監査等委員会設置会社へ移行しております。

それから、先ほど申し上げた通りで、昨年の6月に取締役会の強化多様化ということで、取締役会の過半数を社外多面的かつ客観的な視点で、会社や地域の成長に資する戦略かどうか。

こちらの議論を活発化させ、意思決定をスピード感を持って行うということとしております。

資料4頁の方に、検討の方向性ということで記載をしております。

左側、監査等委員会設置会社における取締役会および取締役の役割ということで、まさに釈迦に説法でございますけれども、左①番、取締役会の役割ということで、弊社が移行してる監査等委員会設置会社、こちらいわゆるモニタリングモデルということで、監督と執行を分離にして、一般株主の利益を代表する社外取締役が取締役会の過半数を占める体制ということとしておるところでございます。

それから②番、取締役、特に社外取締役の果たすべき役割ということで、4点記載しております。

取締役の相互監視監督、企業価値向上のための視点からのモニタリングコンプライアンスの観点からのモニタリング、それから経営者に関するモニタリングということでございます。

最後に記載しているのが、先ほど申し上げました会社法の条文でございます。

取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役会の決議によって、これらの多くの重要な業務執行の決定を取締役に対して委任できるということでございます。

右側の方に当社における取り組みということで書いてありますが、2015年の監査等委員会設置会社、それから2019年に委任型の執行役員制度、2020年には取締役の過半数を社外とするということで体制を変更し、いわゆる監督と執行の分離を進めてきたところでございます。

一方で重要な業務執行の決定を取締役任用できておらず、取締役会が監督企業に注力できる体制となっていないというのもまた事実であろうというふうに思っております。

そのための、右下に書いてあります通り、今後の方向性といたしまして、当社が施行するガバナンス体制をより強化するために、執行ラインに可能な限り決裁権限を委譲する方向で、取締役会規則及び決裁権限基準の見直し検討に着手をしたいということでございます。

資料5頁には、取締役に対する業務執行の決定の委任が可能である事項ということで、こちらに書いてございます事項は、取締役会設置会社であっても、或いは取締役の過半数が社外取締役である監査等委員会設置会社であっても、取締役会が決めなければいけない事項でございます。

逆に申し上げますと、こちらに書いてある事項以外は、取締役の方にできるという事項でございます。説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しましてご質問ご意見あればお願いいたします。

○山本取締役

はい。山本です。

非常にいいことだと思いますので、ぜひ検討をしていただいて、案をまた見せていただきたいと思うんですが、一つ質問は、いつまでについていう期限を明確にしていきたい。

それから二つ目は、取締役会規則のみならず、定款も含めて見なおしていきたい。

当社の定款はですね、なぜか、取締役会議長は社長がやるって定款に書いてありますが、取締役会の議長を定款に書いてる会社は今はないんじゃないかと、要するに、議長は取締役会で誰がやるかを定めるということですから、定款に書く必要はないんじゃないかという気がします。

それと定款の中で、執行役員制度については何ら触れられてないんですが、触れる必要もないかなと思いますが、いわゆる経営と執行の分離と、取締役会と執行サイドが分離していくということであれば、その執行という部分、要するに執行役員制度なるものを、どういう形にするかということも併せて検討していただいた上での必要であれば定款の改定ということも要るのではないかと、こういうふうに思います。

それから最後は、ちょっとコメントですけど、いわゆるマネージングボードからモニタリングボードへの移行ということになるんですが、当社として、どの辺りで、そのモニタリングボードとマネージングボードとの間に線を引くかというのは、やっぱり当社として決めるべきものだと思ってますんで、当社の事情を含んだ上で、どこまで委任して、どこまでを取

締役会に残すかというのは、ぜひ検討チームで検討していただきたいんですが、委任するっていうことは、監督する取締役会としては、その委任した内容が妥当かどうかを、常に判断して、それに対して意見を言う、という役目ですね。

つまり、ことをやる前に決議するマネージングボードから、物事が執行して進んでいく中で、報告を受けて、評価していくという、要するに進行形の中で取締役会が判断することになりますんで。

委任はするけれども、二つあって、一つはもう完全にお任せします、というのもありますけど、委任するけれどもちゃんと適宜ご報告してください、というのもあるんで、そのあたりの仕分けもその中でしていただきたいと思います。

以上でございます。

○渡部執行役員

まず 1 点目の、いつまでということですが、こちらの方検討開始させていただけるということであれば、来月の取締役会にもかけたいというふうに思ってます。

それから 2 点目、定款の見直しを含めてということですが、ちょっと研究させていただいて、これ定款の変更ということになりますと、株主総会が必要になりますので、これちょっとすいません。期限をいつまでというように私の方で区切れないんですけど、検討させていただきます。

それから 3 点目の方ですけど、我々といたしましては 2015 年、2015 年から、モニタリングボードの方に移行しているというふうに認識をしておりますので、しておりますけれども、確かに権限の方がまだ移行してないということで、この辺りは一番の方の検討する中で明確にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○佃取締役監査等委員

きちんとモニタリングするために必要な報告事項、執行役員が出てきて取締役会に報告する、非常に重要なキーポイントだと思いますので、そこは是非注意して頂きたい。

ともすれば、それが十分でなくてね。

今言われた進行中に、取締役会の監督機能が発揮できなくて、気が付いたら、行っちゃったというようなことが、会社でも、ちょくちょく見られるので、これちょっと特に留意してもらいたいというふうに思います。

だからその検討の中で、そういう文章も、ぜひ入れといてもらったらいいと思いますね。

よろしく願いしたいと思います。

○渡部執行役員

先ほどの山本取締役の方から頂いた、お任せするパターンと、進捗報告をしていただきたいというパターンに分かれるだろうという話、それから佃監査等委員からいただいた進行中で、監督機能が発揮できないまま、すでに進行しちゃって監督機能が発揮できないということがあるということになると、結局やっぱり全部、事前に私どもからお諮りをして、これは

お任せいただけますか、これは進捗報告が必要ですかというお話になりませんかね。

我々としたしましては、お任せしていただけたらと思ってやっていたものが、いやいやそれは進捗報告ないじゃんっていうことであれば、やはり事前に全てを審議いただくというか、いような対応が必要になるということですかね。

○佃取締役

それがわからんようではね、執行役員はその役目を果たしてないということ。

今日も40項目出てきてるけどね。

これはあなたの判断か。CEOの判断か。

○吉村取締役

これはですね、私の判断です。

私自身がこの前初めて付議をさせていただいたプロジェクトチームの組成について、かけて当たり前というようにご判断いただきましたので、これは今まで私が決めていたすべての執行権限について、改めてお掛けしないとまた、なぜこれを決めたのかというように話になるのではないかなということがありましたので、すべてお掛けするというございます。

ですので、本来は、このガバナンスの見直しをさせていただいて付議をするというのが正当なんです、少なくとも、私はですね、この前まで決めていたことがすべて、前の本部権限基準に沿って、ルール通りにやらさせていただいたと、ルール通りにやらさせていただいているのに、なぜこれを決めたのかというようにお話になっちゃったんで、それはルール通りにやって駄目なら、じゃルールをとりあえず全部無視してやらざるを得ないかなということで、この40数項目がかかったということになります。

その当時の取締役会の中で、これはかけていい、これはかけてはいけないという判断をいただきますませんでしたので、そういう意味では、途中でお帰りになる方もいらっしゃったんで、議論が進みませんでしたから、そういった意味では方法、せざるを得ないと。

いう形で掛けさせていただいております。

○佃取締役監査等委員

お気持ちはわかりましたが、全てとね、こう判断されたのは、どういう根拠ですべてと思われたわけですか。

○吉村取締役

プロジェクトチームをかけるという、プロジェクトの組成をするなんていうのはですね。

執行ラインの中でも、相当インサイダーというか、最後の最後になって取締役会に付議をかけていく、途中で報告するようなものではありません。

プロジェクトが成功すればある程度の筋が見えてくればですね、ご説明をするというのが普通のことでありまして、このプロジェクトをしてもいいですかどうですかということ、いわゆる執行権限の中でも、かなり執行権限によっているところだろうと思います。

なので、これはですね、これを取締役会ですべてなぜ付議しなかったのかという、この前の

お話しになるとですね。

これはちょっと全部が全部じゃないかという、全部かけた方が安全だなというような判断をさせていただきました。

○佃取締役

なるほどわかりました。

この話を続けると、あとの 40 項目、これ今日できないので、ここで終わりにしましょう。

○吉村取締役

すいません。

40 項目話していいか話してよくないかはですね。

既存のルール通りに結構ですという話になれば、掛けなくて、掛ける必要はありません。

それはどういうことになるんですかね、既存のルールでかけていいんですか、それともいけないんですか。

それをお答えいただきたいんですけど。

○佃取締役

それは常識の範囲内で、全てを取締役会にかけなくては行けないと、あなたは判断された。だから、最初の 2 つの議題で、あなたに何故手があがらなかったかをよく考えなさいよ。

○吉村取締役

申し訳ありません。

申し訳ありませんが、先に、ルールの執行ラインを、執行ラインのことについておかしいんじゃないかとおっしゃられたのは、社外取締役の皆さんじゃないでしょうか。

私はルール通りにやってルールを適格にやってルール通りに決めたことについて、文句を言われて、否決をされて、その状態の中で全部じゃないか全部であるかっていうの判断するのは、あなたの冷静な判断力に欠けてますよねっていうのはおかしくて、私は冷静に判断したときに、そういうような結論になるんじゃないでしょうか。

○佃取締役監査等委員

それが冷静でないというのです。

○吉村取締役

社外取締役の方からですね、ご説明をいただきたいと思います。

なぜこの 40 項目をかけなきゃいけないかったのか。

○佃取締役監査等委員

わかった、それじゃあね。それはね、おそらくね、渡部さんとのヒアリングとかね、それから他の方とのヒアリング等でも出てきた問題ですけど、今回のこれ僕は 4 月のころから言っていたと思うんだけど、他社との合弁だとか、他社との M&A だとか、協業だとかいう時には、当社の中で、リスク管理がね、例えば、ここはイグジットポイントであるとか。

ここだけは、当社の利益のために守らなきゃいかんことであると、例えばだから、最終的な決定のキャスティングボートをどちらが握れるだとか。そういう社内でこのところの条

件だけは、きちんとしどころというリスク検討がきちんとした後、基本的には、我々の常識から言えば、相手との交渉というのはスタートすると、そのプロジェクトですね、こないだの交渉のプロジェクト、ところがあの説明を後からあなたから受けましたけれど、あの中で、もう、CEOは決まっているとか、業務内容も非常に詳細にプロジェクトの中にきまっている、で、その前にどれだけの例えばイグジット条件、これは渡部さんもご存知だと思うんですけども、僕は直接聞いたからね。

イグジットの条件というのは最低限どういうところを検討しましたかと、というようなことを聞いたわけ。

そしたらね、いやいやそんな、全然、全く社内での検討もなかったと。

それで、ああそう。それだったら、今までの我々がやってる、例えば僕は金融のこと詳しくないからね、それはわかんなかったんだけど、普通考えたら、銀行カードローンと今度の貸金業とのね、そのテリトリーの分け方とか何とかがってというのは、少なくともうちの中で、ま、これはもう、吉村さんと、5月の28日かなんかだっけ、あん時にもういろいろ議論して、質問したよね、僕はわかんないから、質問したんだけど、そういうのはちゃんとやってるんですよねと、渡部さんに聞いたわけ、そしたら全然やってないと。

そしたら、あなたは、背中に、背負っているバックオフィスというのはね、ちゃんとあなたをサポートするね、もう、各部門の各部門の本当の、これは今吉村さんが言ったように、大勢だったらこれ情報が漏れちゃうから、もう極々キーパーソンでいいんだけど、そういうのはちゃんとね、もう話を聞いて、それで望んだのかと、大変な緊張だったでしょうねと、去年の11月のあれよ。

11月から1月のあのプロジェクトよ。あのときのあれは大変だったねと。こう言ったら、いや楽しかったと。何でと、これ楽しいはずないでしょう。

物すごい緊張で、汗だらだらのはずだよ。

だけど、それがね、できてないという、そういう状態でどんどん来る話が進んでいったということに、皆さんが、大変な危惧を持ったと、そういうことな訳ですよ。

それで、僕が何でもかんでもね、吉村さんに、あれもやれ、これもやれって、だって社外取締役にはそれだけの能力はない。

だからそのプロセス、そのプロセスがきちんと本当に正しかったかというものをね、疑問を持ったということ言ってるわけ。

だから、それで、あなたの決めたのをね、決めたのがね、全部ね間違えと、あなたの執行能力を全部否定したなんていうことは一つも言ってないよ。

そんなこと言ってないじゃないの。

これはどうだったのかというのを一生懸命言っただけ。

さっきのあのプロジェクトだけですよ。

極端に言ったら。それをね、だから、あなたの能力のことをね、なんか言ったことは一度もないでしょうが。

○吉村取締役

よろしいでしょうか。

よろしいですか。

私はですね、決して佃さんが、お前は全部駄目だって言われてるとは思っていません。

思っていないんですが、これルールに基づいて私はやったつもりなんです。

ルールに基づいてプロジェクトをやり、ルールに基づいて、ある種決めていき、ルールに基づいて、最終的に取締役会に付議するチャンスをねらっていたということです。

だから私がやったあのプロジェクトに関してルール違反のところがあったらおっしゃっていただきたいです。ルール違反がどこにあったのか。

○佃取締役監査等委員

あのね、ごめんなさい、あなたが話している途中でかぶせるように言うことは、これ僕好きじゃないんだけど。

それもね、ルール違反なんてね、言ったことないですよ。

だってね、あの時も僕は覚えているんだけど、法的に例えば富樫さんとの契約とかについて、ルール違反はないと思うと僕は最初から言っているよ。

だからね、あれをどんどん進めた事にね、ルール違反といったこと1度もない。

それから、法的に何かおかしいなことをやってるということを言ったことは一度もない。

あなたの能力のこと自体をね思考能力のこと言ったこと一度もない。

ただ、この1点だけ。

あの一点のプロジェクトがどんどん、どんどん社内のリスク検討が僕にはそう見えたわけ。

リスク検討は少ないで、イグジット条件も決めないでどんどんどんどん進んでいると。

これには待てと言ったわけ。

だから5月14日に決めたこともね。

ホールドということだけだよ。

やめろとも言っていないし、プロジェクトをね、もうここで、もう全部元に戻せとか、今度の新計画というのも全部チャラにしるなんてことは一度も言っていない。

ちょっと待ってくれと。それをね。

僕は言ったつもり、僕はよ、僕はそう言ったつもりなんだけど、あなたが何を、とって怒ってこんなことを出すこと自体はね、僕は非常に心外だったね。

○吉村取締役

佃取締役監査等委員さんのおっしゃることはよくわかるんですが。

私がルール通りにやって問題がないって言っておっしゃっていただけるんなら、そもそもプロジェクトを推進すること自体に対して、ルール違反でなければですね、本部決裁権限上、その通り進めろっていうのが普通の結論だと思うんですよ。

でもあれは付議をしたんです、私。

付議をして大体のご意見がアイフルと組んでやるなど、とにかく1社でやれと。

当時アイフルで富樫さんを入れるという話の前に、1社でこんなのできないのかっていうお話だったんです。

だから、プロジェクトの進め方について疑義を挟まれたんですね、1社でやれと。

1社ではできませんという話をずっとさせていただいて、1社では無理ですと、これ付議してるから。

本来ならですね、これは付議しないで、アイフルと詰めて、最終的なところでこういうような形で銀行立案したいですと。

その時にですね、ご反対の意見を頂きましたかっただけです。

なんでこんな銀行を作るのかと。

その検討が無駄になったとしても、これは私の権限の中で検討させたわけですから。

それは私が攻められれば良いと思うんだけど。

プロジェクトを開くってということについて、自分たちでやれみたいな付帯条件つけられてですね。

結局、じゃあ本部権限基準からすると私の権限について、かなり疑義がありなんだろうなと。だからもう私としては怖くて決断できないんですよ。

多少、多少はこんなことで掛けても良いのかと思って、思ったときにですね、最初は規定を言ったんです。規定を言ったんですよ。

最初に三つぐらいありますよね。

この規定を福田取締役監査等委員に申し上げたんですよ。

これ俺の権限だけど掛けないといけないのかと、言ったら掛けてくださいと。

そういうお話だったんですね。

だったら全部掛けなきゃいけないよねと。

その判断で監査等委員の皆さんがおっしゃってるのなら、私は掛けざるを得ないですよということ、この規定を掛けるのであれば、ALM規定も今まで掛けたこともない規定を突然掛けろと言われてたら、私もこの前の流れからして、じゃあ全部掛けなきゃいけないんだなと思って全部掛けたんです。

そういうことであります。

だから私は全く感情的にやってるわけでもないし、冷静に判断をして本部権限基準を、例えば執行役員にも皆に言っている。

本部権限基準について、私のところについては疑義があると思われるので、私のところについては掛けますと、だからCOOのところは掛けてもないし、下の執行役員のところも掛けていないです。

私のことについて私の判断について、多分本部決済基準通りやりましたらまずいんじゃないかという話になってんだろうなと思って、申し上げただけです。

○佃取締役監査等委員

それはね、おそらく今までの議論の中で、若干の行き違いがあったのかわからんけれども、

少なくとも今この、この議案についてはね、これね。

みんなね、とにかくそれではみんな、まず賛成か反対とりましょうよ、これね、この件の見直しの検討するというのがここ出てるけれどもね。

ここに対してこれ反対という人はね、僕はいないだろうと思う。

いやいやこれは僕自身のあれよ。

だからそれはね、こういうの見直すとか何とかっていうことに対してはね、皆反対してないんだって。

あなたは何でもかんでもね、皆俺の言うことにね皆反対してると言ってるけどね。

それは誤解だと。

○吉村取締役

反対しているとは一言も言っていない。

○佃取締役監査等委員

我々も否定もしてないじゃないか。

○吉村取締役

本部決裁権限基準で私に与えられた権限について疑義が出てると言っているだけです。

だから私の権限に対して。

だから私の判断が正しいか間違っているかということではなくて、私がかかっている権限について、おそらく疑義が出ているんだろうなと判断したんです。

だって規定を掛けろと言われたから。福田君に。

だからですね、おかしいだろうと思ったんです。

○国政取締役監査等委員

今、あの吉村さんは本部決裁権限基準を前提としてすべてものを言ってるんだけど。

取締役会は代表取締役の、会社法の規定です。

いろいろ執行状況についてチェックする権限があるんですよ。取締役会には。

だからこの間は、本部の執行権限があったとしてもですよ、あったとしても、その執行権限に仮に則った判断であったとしても取締役会としては非常に疑問を持ったんですよ。

だから、ああいう決議したんですよ。

だから、議論が全然かみ合っていないんですよ、これ。

執行権限、本部の執行権限違反がなければ何でもできる、それは間違いですよ、それは。

会社法の規定が優先するんだから。

○吉村取締役

いや、会社法の規定に沿って、本部決裁権限はできているんです。

だけどそれは報告義務があるだろうっていう話と決裁付議をして決裁されるのとは全然違うと思うんですよ。

それを決済しろっていうふうにおっしゃられて決済、付議をさせて頂いたんです。

今回もそうですよ。

○国政取締役監査等委員

決裁じゃない。

○吉村取締役

いやいやいやいや私は決裁として掛けましたよ。

○佃取締役監査等委員

あの報告を聞いてちょっと待てと言ったのはね。

おまえが決裁を掛けなかったからけしからんなんて言ってないの。

今聞いたから、取締役会にこういうものはあったからこの件については、我々としては疑義があるからちょっと待ってくれと、疑義っていうのはね。

このままどんどん進んでいいのかなということに疑義があるからちょっと待てと言っただけだよ。

だから、あなたが悪いことをしているなんて一言も言ってるわけではない。

○吉村取締役

私は悪いと言われたとは思っていませんよ。

思っていないですけど、私の権限で行ったやつをですね、私の権限でやったやつを、ちょっとこれは止めるとか否定するっていう話と、決裁するって話は全然違うと思う。

○佃取締役監査等委員

決裁してないじゃないか。

○吉村取締役

決裁されましたよ。

○佃取締役監査等委員

ちょっと待てということで。

○吉村取締役

あれは決裁だよな。臨時取締役会の分は。

○佃取締役監査等委員

違う、違う。それはね、それをちょっと待てと言ってそれを決裁することはできないか。

それだったら何でもできるじゃないか。

○吉村取締役

佃取締役監査等委員さん、あの時の決議事項、プロジェクトとしての、あの時の決議事項、覚えていらっしゃるでしょうか。

決議事項二つあって、決議ですよ。

決議されたの一つはプロジェクト進めても良いということ。

もう一つは四人を雇っても良いという決議。

私はこの二つの決議をいただいたわけです。

それはですね、これは私の決裁権限なんです。実は、本部決裁権限基準上。

報告事項でもないのに、付議をして決裁をされて決議を取られたんですよ。

○佃取締役監査等委員

あれは案件として上がってきたではないか。

○吉村取締役

だから案件として上げたんですよ。認めていただかないと進まないから。

○議長

すいません。

○国政取締役監査等委員

今議論しても仕様がなないんだから。だから取締役会が一番上部の機関なんだから。

取締役会で決めたことが一番の優先です。

○吉村取締役

申し訳ないです。

今、まさに国政取締役監査等委員さんがおっしゃった通りなんですけど、ここが争点のポイントなんですよ。

取締役会が全部決めるんだっていうことであればですね、これはマネージングボードなので、社外取締役を半数置く必要は全くないですよ。

社外取締役を7名置いてるんですよ今回。

7名置いてて執行ラインは2人です。

ですよ。

2人ですよ。

○国政取締役監査等委員

元3人だ。

○吉村取締役

誰がいますか。

○国政取締役監査等委員

久野さんがいたじゃないですか。

○吉村取締役

今ですよ。今。

執行ラインが3名しかいないんですよ。

6名、6名が社外ですよこれ。

これ決議はするけれども執行ラインはならないですよ。

ということはですね。

このボードが、マネジメントボードに変わったらとんでもないことになると思うんですよ。そのためにですね、私はこうやって社外に皆さんにいろいろお願いをしてですね、社外の数を増やしてきたんですよ、今まで。

社外は監督監視機能、重要な監督監視機能だけをやっていただきたいと。

執行はこの変革の時期だから、この変革の時期を全部取締役会にお伺いして、取締役会が一番偉いんだから全部取締役会で決めるっていう話になって、スピード感も何もないような状態になるのが恐ろしかったんでこの変革の時期については社外を早く増やして、モニタリングボードに変わっていただくという思想を持って進めてきたんです。

それを取締役会が全部決めるんだっていう話になると、全く元に戻るんですよ。

○国政取締役監査等委員

誰がそんなことを言ってますか。

○吉村取締役

今、仰ったじゃないですか。取締役会がすべてと。

○国政取締役監査等委員

極めて重要な案件について、社外取締役が全部反対する訳じゃないじゃないですか。

社外取締役がすべて纏まって反対するような、そんな協議なんか一切ないですよ。

○吉村取締役

じゃあ今日、お掛けした分も重要でないかって言えば重要ですよねすべて。

だったら掛けてこいっていうことになるじゃないですか。

だったらすべてをこうやって掛けるか、何が重要で何が重要でないかってお前が焦って判断したじゃないかってお言葉はちょっと違うんじゃないかと思うんですよ。

○国政取締役監査等委員

本部決裁権限も含めて再度検討するということが良いんじゃないですか。

○吉村取締役

今までは、今まで今日掛けたことについて、今日掛けたことについて冷静な判断ができてないっていうことで、先ほど否決されたんですけれども、私は冷静な判断をもって今日これ付議すべきだと思ってかけてます。

これを掛けています。

これをなぜ掛けたかっていうと、重要なやつと重要じゃないやつがあるんじゃないかというような話ですよ。

○国政取締役監査等委員

じゃこれから三十数項目議論すればよいではないか。

○吉村取締役

だったらこれから全部これなりますよ。

○国政取締役監査等委員

これから全部やるかどうかは次の取締役会で協議すればよいではないか。

○吉村取締役

いやいやいやいや。では、今日ご判断されるのは一体何なんですかってことですよ。

今日、既にこれを掛けたっていう実績を残されることはどういうことなんですかってことですよ。

だから今までの今までのルールを今までのルールを変えて、これにされるということはど
ういう、どういうルールに基づいて、それは取締役会が命じたということですよ。
取締役会がお前の、お前の付議はおかしいからこれを命じたということになります。
それで良いですね。

○佃取締役監査等委員

あのね何をね取締役会に付議するかっていうのは経営執行会議か何かで議論するでしょう。

○吉村取締役

そうです。

執行会議で皆が手を挙げたんです。

○佃取締役監査等委員

だからね、それはね、これを上げたのはね。

取締役の社外取締役の責任だって言うのはね。それは言いすぎだと思う。

○吉村取締役

今のお話を受けてですよ。

今のお話を受けて取締役会で決議すりゃいいじゃないかと言われたら、結局取締役会もそ
れを認められたんですね、ということです。

今のお話からするとそういうことじゃないですか。

○佃取締役監査等委員

何か議論がだいぶ低レベルになってきているが。やめよう。

○吉村取締役

待ってください。これは形式論ですから。

形式論で話して何が悪いんでしょうか。

○国政取締役監査等委員

形式論すぎるんですよ、あなたの言っていることは。

○吉村取締役

どうして形式論すぎるんですか。

○国政取締役監査等委員

だからさっき社外取締役は、今、基本結論を出したんだから。

○吉村取締役

だから良いですよ。

それに文句を言っているわけではなくて、この決議についてなんで掛けてくるのかってい
うお話について、私はお話している。

○国政取締役監査等委員

それを、この決議全部について今日、どこまでをやるかを取締役会で決めれば良いじゃない
ですか。

今日、今日の取締役会で決める。

○吉村取締役

それは何に基づいてですか。

それは何に基づいて決められるんですか。

○国政取締役監査等委員

何に基づいて決めるかって、これだけ三十何項目も出たわけだから、

○吉村取締役

何を基準に決められるんですか。

○国政取締役監査等委員

今日どこまで必要かを皆さんと協議して。今 32 から決めたじゃないですか。

○吉村取締役

何を基準に決められるんですか。

○佃取締役監査等委員

基本的には、なんかまだ 34 項目かなにか、ごめん、全部はきちっと見ていないんだけど、この大部分っていうかね、通常の 34 項目なんてね。普通は出てこないから。

○吉村取締役

三つぐらいです。

三つは掛けなければなりません。

○佃取締役監査等委員

普通はね、だから普通は出てこないから、これは、なんで出て来たのかなと。

それを出てきたのは、出てきたのは、別段、取締役が、お前が出さないのが悪いということではなくて、経営執行会議でこれを出そうと決めてきたんでしょうと。

こう言っているわけよ。

○吉村取締役

それは何でそういう風にして経営執行会議で決めたかっていうと、この前の 5 月 28 日の決議です。あそこの決議で。

○佃取締役監査等委員

それは遡りすぎだ。

○吉村取締役

5 月 28 日に決議取られたから、そのあと決議がどこまでやるのかって言った時に、今度、これは俺の決裁権限だけど、議題として、何とか規定とか掛けないといけんのかって言ったら、

○国政取締役監査等委員

議長、今のような議論したってあまり意味が無いんで、議長として今日の進行を整理してください。

○議長

それでは、私が整理させていただいてよろしいですかね。

○国政取締役監査等委員

はい。

○議長

それではですね、伺いしながら、今回のこの付議についてまず決議を取りたいと思います。この付議について決議が取られれば、権限の中で、CEO権限の中で、決裁できる議案というのがありますので、それについて、10分ほど休憩いただいて整理させていただきたいと考えます。

それでブレイクダウンした上で再度議事に戻りたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

○国政取締役監査等委員

はい。それで良いと思います。

○吉村取締役

ちょっと待て。

これは自分が決議したのではないか。議案として上程したんじゃないのか。

何回も確認したよね。これ議案に載せるんよねって。

議長がこれ、議長が付議するんよねって何回も確認したよね。

○国政取締役監査等委員

議長提案について賛否を問うてください。

○吉村取締役

だからそれ事実をちょっと確認させてくださいよ。

○吉村取締役

事実を確認させてください。

○国政取締役監査等委員

事実かどうかは、どういう経緯でということは我々は知りませんから。

○吉村取締役

だからそれを確認させてください。

○国政取締役監査等委員

そこで二人で議論するのではなくて、ここでして下さい。

○吉村取締役

だから説明させて下さいと申し上げている。

○国政取締役監査等委員

駄目です。

○吉村取締役

なんでですか。

○国政取締役監査等委員

それはルール違反です。それは、議長にこの取締役会の議事進行の権限を持っている。

○吉村取締役

権限はありますけれども、なぜこれを私が、CEOが上げたんだろうと言われたんで、私が
こうすることで申し上げてますっていうことを説明することが何故悪いんでしょうか。

○国政取締役監査等委員

だから、議長、議長が議事を整理をして下さい。

○議 長

私としてはですね、この議案、34 あるのが、いろいろありますけれどもその中で、これを
掛けない場合、止まってしまってお客様等にも影響してくる議案があるということで、少し
でも前に進めるということで、その時点では、議案を上げるということで判断させて頂きま
した。

宙に浮いていましたので、すいません。

議事を、議決を取らせていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、本議案ご質問ご意見終了ということでご承認いただける方は挙手をお願いいた
します。

○吉村取締役

何の議案の採決か。

○議 長

この今の32号議案でございます。

○福田取締役監査等委員

検討するという事。

○福田取締役監査等委員

32号議案について検討するという事。

○国政取締役監査等委員

見直し検討に着手したいということ。今後の方向性について。

○吉村取締役

32をやったんですか。他の議案を掛けるか掛けないかということではないんですか。

○国政取締役監査等委員

32がいま掛かっているんだから。

○福田取締役監査等委員

今は32を掛けています。

○吉村取締役

32の議案、

○議 長

32です。

○佃取締役監査等委員

はい、はいはいはいはい賛成。

○議長

三上取締役は、

○議長

すいません。

それでは賛成ということで、こちらは決議させて頂きました。

ちょっとここで10分ほど休憩をさせていただいて、ちょっと整理、議案の整理させていただいてよろしいでしょうか。

それでこれを皆さんにお諮り、これは掛けるか掛けないかということ整理して、再開させて頂きたい。

○国政取締役監査等委員

10分で済むのか、あと10分で12時になるので、昼食をどうするのか。

○議長

食事に入られるということですか。

そうしましたら判りました。

お時間頂けるのであれば頂ける方が。

○吉村取締役

用意してますからご安心下さい。

○国政取締役監査等委員

議論が白熱したんで、議案の整理をもうちょっと慎重にやってもらって、ちょうど昼食時間だから、1時から再開で如何でしょうか。

○議長

わかりました。

じゃあ休憩しまして1時から再開という事で。

柳川取締役、どうぞ。

○柳川取締役

いろんな行き違いもあったと思うので、少し冷静な議論ができればと思っておりますけど、今議決されたこの、基準の見直し検討っていうのは皆さんもご指摘あったことなのでとてもいいことだと思っんでしっかり検討していただければと思います。

それで、基本的にはここの目的に書いてあるようにスピード感のある意思決定ができるようになっていくことなので、それは執行の部分に大部分の意思決定を委任するっていうことは、私は大変賛成ですし、おそらく多くの取締役の方もそこは賛成なんだろうと思います。問題は委任をするということと、4頁のそもそもの取締役会や社外取締役の果たす役割のところ企業価値向上のための視点からのモニタリングというところがあって、そのブランド価値やレプテーションの社会的評価を含めて企業価値最大化ができるかというこの課題があって、これを果たさなきゃいけないということは、我々に課されているミッションですね。

このことと、委任しているということが完全にバッティングしなければいいんですけど、バッティングしそうな面があると。

そうした場合には、委任してることであっても何らかの報告を受けて説明を求めるということが社外取締役のあるいは取締役会にとって必要になってくるということです。

その案件が先ほどのようなところの話に関わってくるんだと思います。

おそらくこの辺りのところをどこまで整理ができて、どこまで基準化できるのかっていうところが今後のスムーズな取締役会の運営において大事なところだと思いますので、ちょっとそこは本当に細かい議案が何があるのかっていうところまで把握ができてないので、これはこっち、これはこっちという風には、私今説明できないんですけども。

基本は、問題がなければやっていただいて、ただ、何らかの形でこの大きな企業価値向上とか企業価値の毀損とかに関わりそうなところは、何らかのところで報告を求めることができるとかっていう、そういう形にせざるを得ないのかなというふうに思っていますが、何かそういう包括的なルールにするのか或いはもうちょっと個別具体的なこといくつか出すのかっていうあたりを検討していただくということがポイントかなと思う。

いずれにしても、この後の多くの議案もそうですけど、あまり個別のところでは何か全部止めたり或いは議事に時間使うってこと私は全く意味が無いと思うので、ベースはスピード感のある意思決定をして頂くってことだと思っておりますのでそのあたりで、建設的な検討をしていただければと思います。

○議長

永沢取締役、どうぞ。

○永沢取締役

私も一言発言させていただきたいと思いますが、やはり今回この出ておりますこの議案に関しては賛成でございますけれども、先ほど他の取締役の方からもご意見が出ましたように、報告がきちっと入ってこない、やっぱり委任の大前提は信頼関係でございますので、信頼のベースはやはり、どういうことが行われているのかとか。

情報が自分たちに入っているということが大前提になりますので、他の方からのご要望がありましたけれども、その情報がどの程度我々に入ってきたらいいのかというのが、少し試行錯誤をしてしなくてはいけない部分があると思いますけれども、もう少しやはり今までの状況を考えますと、もう少し報告をしておいて欲しかったとか、報告のあり方とか、ちょっとこの話と違いますけど、横にきちんと我々社外取締役に入るべき情報が入るように、そこが担保されるといいますか、確保されることがすごく大事ではないかなと。

あくまでもやはり委任は信任、信頼関係がベースですので、そういうところを強調させていただきたいと思います。

もちろん今までも、もちろんそれは保たれてきましたから取締役会が十分に機能してきたということも、今までに特に不満があったというわけではないんですけど、業態がどんどん変わりつつありますし、特に社内の方が減られ人数が減りますので、非常に不安に思いますの

でその点お願いしたいということでございます。

○議長

他にございますでしょうか。

それでは議事再開は一時からさせていただきます。

一旦休廷させていただきます。

午後1本目

○議長

それでは議事を再開させていただきます。

休憩時間に吉村取締役より議事について、第1号議案について、理由を明確にして頂きたいという意見を頂きました。

そこを福田取締役監査等委員よりお話頂いた上で議事に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

○福田取締役監査等委員

私の理解としましては、やはりこないだからテーマに上がっております。

新規事業に関して、吉村さんの進め方に対する意見として、社内の検討をもっと深めようと、或いは社内の合意形成をもっとしましようというような意見が出されたんですが、なかなかその合意点が得られずに、そういった議論の過程の中で、重要性の判断といったようなところで、ガバナンスの考え方、或いは進め方について、各取締役がガバナンス上の論点ととらえた。

それを各取締役が一人一人がご判断、適切性をご判断いただいた結果、本日の結論に至っていると、いうふうに私は理解しております。

何か皆さんのこれ補足があればお願いします。

○佃取締役監査等委員

一番の年寄りからちょっと言わせてもらおうとね、5月14日に調査委員会といってもごくごく内輪の委員会なんだけれども、これで、なんかとにかくホールドしようと、それまでに具体的にあれがどうなっておるのか、それから、僕は特に一番最初からリスク評価、社内でもこまで詰めておるのかと。いうのが最初一番気になってたんで、そのあたりをちょっと取締役として、社外取締役として、気になるので、そのところえを少しみんなに教えてもらいたいということで、その間しばらくホールドということでスタートしたんだけど、だから先ほどから何回も言ってるように、あなたの路線とかね、新規に何か新しいビジネスモデルを考えて新しい業態に移っていかなきゃいけないということ、全面的に否定した覚えは一切ないんだけど。

その進め方について、ちょいとそんなに急ぐのちょっとやめてくれということを私は言ったつもりですよ。

ほかの役員の方も、そういうことで、あれは、あのことについては議決してるわけ、5月14

日にね。ホールドというのは。

そのあとのあなたとの議論とか、富樫さんの手紙に対するいろんな説明とか、5月の28日だったっけ、19日と28日だったっけ、これは僕だけの話だよ。

今理由は何だと、あなたが手をあげなかったのは何だと、こういうって聞かれたらね、僕に聞かれたら、19日28日と引き続いてずっと吉村さんの説明を聞くときに、調査そのものに対する、今日の発言も同じだったんだけどそんなことを言われる覚えはないという進め方にね、社外取がね、何を言ってるかと、こういうスタンスがね、社外取にかかわらず、とは限らず、取締役会が何を言ってるかと、いうスタンスがねあまりにも強かったので、これは、社内の合意形成という意味で、その進め方に問題があるのではないかということで、ずっと見てて、何もそのスタンスが変わらない感じだったんで、これは、このまま進むと、合意形成ができないまま、ずっと進んでいくんじゃないかというような気がして、僕はそういう結論に至ったと。

ということです。

私は、だから、それは各それぞれの役員の方の思いがあると思うんで、それはわかんない。それわかんないけど、僕はそういうふうに感じたよ。

ということで、さっきも僕ちょっと大きな声出して申しわけなかったけど、あなたの、その事業の計画そのものについて、否定してるわけでも、能力に対して、否定してるわけでもないよと、最初から、最初からそういつてたんです。

最初からそう言ってた。

だけど、その進め方について社内合意とか、合意形成ということに、もう少し心を砕いてくれと、こう言って、言ったつもりだったんだけど、それが逆に私へのこの、何を言っただというね、敵愾心みたいなものを、ものすごく感じていたんだけどね、だけど、それは違うんじゃないのというような気がしてた。

私の気持ちはそういう感じ。

いろいろ皆さんあると思う。

○吉村取締役

どうなんですかね。理由を聞いて反論できる場ですか。

○福田取締役監査等委員

決議を採っていただいて、私の提案としては議事も押してますし、重要議案も立て込んでおり、議事を進めることを優先すべき。

と、はい。

○吉村取締役

この議事を進めることを優先していただきたいということであれば、私が今、佃さんにおっしゃっていただいた、これを掛けたのが、敵対的な意識で掛けてるということになるんじゃないですか。

私はそんなつもりで掛けてるわけではなくて、何度も申し上げてますように、私の決裁権限

について、取締役会に付議をすることが、なぜそれがいけないことなのかっていうことになると思うんですよ。

私は掛ける必要はないと思うのもたくさんありましたけど、その議論の中で、私自身の一応今本部決裁権限は私自身はもうないという判断をして、全部見ていただくこうということで、付議をさせていただきただけであります。

なので、別に敵対的意識があるとかないとかっていうのは全くないんです。

何度も僕は、執行役員会議のところでも、本来は掛ける必要ないと思うけれども、ただ、私の本部決裁権限基準上の決裁、CEOの決裁権限はないと思ってくれと、なので、全部かけましょうと。

ただし、その時に、急にこれ全部かけたら多分お分かりにならないので、もちろん時間かかるけど、時間かかるけどきちんと説明していただかないと、正しいご判断はできないと思うから、きちんと説明してねっていうのは申し上げました。

時間かかるのはもう、当然、時間かかるでしょうと。

だからそれを一応僕は、一応すべてのことについて、長年やってきてますから、大体、勘と経験で判るのだけれど、初めてこうお受けになる社外役員さんはおわかりにならないだろうから、これ当然説明も一緒につけてねということで、たくさん議案が上がるけど、それはちゃんとご説明して差し上げなさいというふうに申し上げたわけです。

だからこの中で僕は本当にかげなきゃいけないのは、従来かけていた組織の問題、それから取締役会規定の問題、それぐらいかなというふうに思っています。

だけど、そういう前提で、私は付議をさせていただいてやってるだけです。

なので、そこは誤解をしないでいただきたい。

ただ、私はですね、いろんな方に聞きました。

プロジェクト組成するときに、形がプロジェクト組成の時のプロジェクトの時に、取締役会に付議することはありますかかっていうと、ほとんど100%ないとおっしゃっていただきました。

なので私はその4月の取締役会が終わった後の説明が、まずたたき台としてのスタートで、全くお知らせしないでプロジェクト進めるとまずいと思ったので、説明をさせていただいて、5月14日、富樫の入行前に、もう一度説明するつもりでいたんですけども、ちょうどタイミング悪く、あれが来たので、ちょっとその会議を開くタイミングを失ったということです。

だから14日に富樫を入れるの止めて、28日の方になっちゃったっていうことになるんですけども、そのときに、調査委員会のところも付帯意見がついたっていうのはちょっと私知りませんし、仮に付いたとしても、これはですね新規事業じゃなくて、新しいこと決めたのではなくて、3月に決めてたんで。

だから私はいいと思ったのです。

3月に富樫さんも入ってねっていうのを決めていたんで、だから新規を止めるっておっしゃ

ののと、3月に決めていたことについて履行するのはちょっと違うだろうと思って私は判断して、これはおかしいじゃないかって申し上げたのですね。

3月に履行したのは、これ私の決裁権限でできることです。

これは弁護士さんにも確認して、なので、入るのが5月14日になりそうだったんだけど、その前にちょっと富樫との関係がどうのこうのとか出たからですね、それは止めたんですけど、ただそれを入れることについて、もう決まっていたことについてですね、一旦入れても私は問題なかったじゃないかなと思って、付議をさしていただいたっていうことですね。

それが駄目だったんで、あの形になったんですけども、そういう意味ではですね、この富樫の件については、アイフルさんとの関係もありますし、そういうこともあって、やっぱり我々としても、早めに決断していただきたいというのが、多少ありましたので、そういう形にさしていただいています。

今回も、自分たちだけでやれて言われても、ちょっとこれ難しいのでですね、リスク判断もつかないんですよ。

実は、うちは個人ローンやってないんで、どこにリスクが発生するのかというのも、すべてアイフルさんと組まないともリスク認識が取れないですね。

アイフルさんのリスク認識ノウハウを結合してこそできる個人ローンビジネスなんで、うちができることで定期預金の収集だけなんですよ。

なので、多分渡部君もリスク認定したのかっていうと、「できません」と、それできませんと、アイフルがないと基本的には個人ローンの信用リスク管理なんてできないんですね。

なので、彼もそうやって言ったんだと思うんですけど、そのために、この前もアイフルさんと少し話をして、この件を収めるためには、富樫さんなしで、うちとアイフルでまず始めましょうと。そうしないとどんどん遅れてきますよという話をして、今回付議をさせていただいたということでもあります。

なのでそれは、ご説明であります。

佃さんがおっしゃった何でそういう行動に出たのかということについての二つをご説明をさして、いただきました。

○議長

それでは、議事の方に、戻らせて頂いてよろしいでしょうか。

○吉村取締役

もうちょっとご説明いただきたいと思います。

僕これは必ず金融庁の方に申し上げるので、今佃さんの理由はよくわかって、私もちゃんとご説明できると思うんですけど、他の方の理由もちょっとお伺いしないと、

○国政取締役監査等委員

第一号議案は結論が出たのです。

それを個々の取締役がなぜ反対したか、説明する義務はありません。

今お二方が説明なさったんですけど、今の発言だったら、一人一人になぜ賛成しなかったのか、反対したのか、理由を説明しろと、そんな権限はどこにあるのですか。

議長が議事進行してください。

○吉村取締役

後学のために教えていただきたい。

○国政取締役

後学のためにということはそれは、皆さん任意で判りましたと言え別ですよ。

○吉村取締役

それお伺いさせていただきませんか。

○国政取締役

私はこれ以上

○吉村取締役

国政さんは結構です。

○福田取締役監査等委員

取締役会の場合なので、私も議事を進行していただきたいと思います。

○国政取締役

これは取締役会の場合ですよ。

○議長

皆様の意見をお伺いしたいと思います。

議事を進行して欲しいという方は手を挙げていただいて、そうでない方は手を下ろしていただいて。

○議長

議事を進行したいという方は手を挙げてください。

○柳川取締役

とりあえず議事を進行した後で、重要な案件を決議した後で、ご発言したい方は。

○永沢取締役

お帰りになる方もいらっしゃるのでもしあれでしたら書面で出すとか、そういう形にしていただいた方が、いらっしゃるなくなるという方もいらっしゃいますので。

○柳川取締役

今の話とも関係しますが、先程の話で出てきた、執行権限がないと思われたので出てきている議案については、これはお任せして一任ということで、いいと思いますので、そういう形の一括というのか、ここで決議を採るのではなくて、という形で進めていただければ。

○議長

それは、ではから冒頭に整理したもの申し上げて、それで一括をとります。

今の形でもよろしいですか。

○吉村取締役

ちょっと私は納得しないんですけども、後からゆっくりお伺いしたいと思います。

ちょっと正直申し上げてですね、ええと、これ多数決の暴力だと思います。

理由もなくおっしゃるっていうのは、これはもうまさに田原頭取の時に、行われた多数決で、前は解任ですけど、今回はさせないということで、そういう権限があるから、それはしょうがないんだよねっていうふうにやられるんでしょうけれども、これはでも残念ながらですね、将来の銀行にこの前のように、ずっと影響を与えるもんだと思います。

やっぱりここですね、結局、溝を作って、敵味方を多分、おそらく作られる形になると思います。

収まったものが、また私はこれ理由なしに、させられたっていうふうに申し上げることになると思うので、そういう意味では、結局また同じ事を、亀裂をしたまま、になるのは、あまりよろしいことではないような気がするし、これ、私の問題だけで済むのならいいけれども、椋梨君にもかなりインパクトがあるような話になろうかと思っています。

正直申し上げて、佃さんがおっしゃったことで、僕の説明でそれは会長無理やろうと、思われてるとしたら、私としてはなんか他の事はしっかりやってるよねって、だけど富樫さんの件について進め方がちょっと拙速だよねって言って、理由もお伺いできずに、皆さんただ手を挙げないって、お前にそんな権限はないって言って、ばっさりやられたらですね。

ちょっと私としたらですね。それはどういうことなんだろうと。

調査委員会の中で何か問題が出てるんだしたら、僕はあっさり行けるんですけどね。

だけど、それが何となく多数決の暴力のような気がして、これは多分私だけの問題ではなくて、おそらく次の執行役員のみannaにも、かなりインパクトがあることになりますので、説明なしに手を挙げなかったというのは、権限があるとかないとかの話じゃなくて、山口フィナンシャルグループのことを考えていただけていないと、私はそういうふうに山口フィナンシャルグループの将来のことを考えたときに、なぜ会長に再任させなかったかという理由を、お前に言うことはないとそれは何の法的なあれもないと言って、社員が、どう思うでしょうか。

社外取締役さんの力って、すごいよねっていうふうに思ってそれは権限はありますよ。

だけど、説明もなしに、不意打ちのように、会長職にさせないとか、そういうことができるんだと、それ健全な会社ですかね。

それよりもこの議事の方が重要でしょうか。

○佃取締役監査等委員

おそらく、一人ひとりに意見を聞いていたら、僕はさっき基本的な考えは言ったけれども、各自色んな思いはあって言われたと思うので、それは、こっちの方が大事、あっちの方が大事ではなくて、今日は議題としてこれだけ上がっているのだから、これはとにかくきちんとやりましょうよ。

そしてね、みんなへの説明責任がもっと必要だというのであれば、時間をかけて、これは社外取りの責務でもあるのだから、それはおそらく、マスコミに対してもあるいは金融庁にた

いしても、それから社員に対しても、あらゆるステイクホルダーに対して我々は、説明責任を持っているわけ。

だからそれは、ちょっと時間をかけて、色々な場で、果たして行くと、その責務をもって、その覚悟でこの場で投票しているわけです。

俺は納得できないから、この場ですぐ説明しろというのは、これは、あなた少し待ちなさいと。まだ重要議題、今日決めなければいけないことをまず決めましょうと、言っているのに、そんなに駄々こねるのではない。

○福田取締役監査等委員

進めるということで決を採ったので、先に進めてください。

○議長

それでは進めさせていただきます。

先程休憩時間に整理させていただきました。

議題32の、取締役会規則および決裁権限基準にかかる見直し検討開始の件につきまして皆さんも賛成頂きました。

この方向に基づきまして整理をかけさせていただきました。

ちょっと問題になりましたのが、次の33、34でございます。

こちらにつきましては、本部組織の改変と、チーフオフィサー選定の件ですが、今回の1号議案承認前提で、チーフオフィサー等をですね、作成された案になっていますので、本部組織についても、ユニット制、現在の組織で一ヶ月走らせて頂いて、その間に整理させて頂いて再度、付議させていただきたい。

34番CEO、COOについて、先程話の中で、チーフオフィサー制というところについて、議事その議事どおりになってませんので、こちらについても、CEO、COOについて、一旦私の方で果たさせて頂き、CIO、CSO等々のところにつきましてはですね、今回は保留という形で、こちらについてあとで、議事を採らせていただきます。

3番目のグループ内銀行の取締役、執行役員にかかる委嘱、管掌の件は議事を取らせていただきます。

ですので後ろの方で行きますと、33は1ヶ月保留と、34についてはCEO、COOのみ今回決議、あとは来月、3番目についてはそのまま掛けさせていただきます。

で、最初に戻っていただいて、2号議案、取締役の順位の件は議事が錯乱しましたのもう一度整理して掛けさせて頂く、指名委員会、報酬委員会の制定の件、こちらも重要性が高いので掛けさせていただきます。

で、山口FGおよびグループ銀行内における役員株式給付信託、これは今日ちょっと決議いただきたいところで、4番めもこれから議事させていただきます。

5番目会社役員賠償責任保険の件も今から議事させていただきます。

番号だけ言いますと、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番までは重要な案件と判断いたしましたので、議事を進めさせていただきたい。

それ以降は権限に収まるものがございますので、皆様のご意見を伺いながら整理させて頂くと。最優先のものは今申し上げたところです。

18から22番につきましては、整理が必要ですので、早い段階で整理をして、再度、皆様にお示しをすると、あと27番ですね、来月付議、報告させていただきます。

それでは34のチーフオフィサー選定の件、資料は紙です。

内容が変わっていますので、口頭でお許してください。

議案34、35でございます。

資料は後ほど訂正します。

資料2Pをごらんください。

代表取締役会長が資料の通りになりませんでしたので、私の方でグループCEO、グループCOOを努めさせて頂くと、それ以降のところにつきましては、組織内整理をさせて頂きまして来月付議させて頂きたい。

○吉村取締役

CEOとCOOの兼務はあり得ないじゃないですか。

これはかつてに取ってつけたあれなので、別に社長でいいんじゃないですか、CEOとかCOOとかつけないでも。

○佃取締役監査等委員

CEOの与えられている権限は何ですか。

○福田取締役監査等委員

CEO兼COOというのは、他社でも事例としてはあると思っています。

です、権限基準上、今CEO、COOという形で権限が貼られているので、業務的に混乱を起こさないためには、一旦CEO、COOという形で振っていただいて、

で、就任いただいて、本当にCEO、COOがいなければ、先ほどあった、一カ月後組織改編を見直す段階で、それを外すということも考えられるんじゃないかと思うのですけど。

○佃取締役監査等委員

異議なし。

○吉村取締役

いやそれはちょっとおかしいんじゃないですか、やっぱりどちらかにされてよろしいのではないですか、別にCEOで必ずいるものでないし。

○議長

他にご意見ございませんか。

○山本取締役

これ、機能は変わらないんで、その呼称の問題だけだと思うんで。

例えば、グループCEOっていうのはよくある話ですから、例えばグループCEOとして、規定の方を従来の規程に対してCEOとCOOが分かれているんだったら、これはもう一

括で、今のCEOがいますと、規定は一文ポンと入れるとかですね。

それで運用していただいて、やっぱりこれおかしいよねっていうのであれば、また、再整理するのはいかがでしょうかという提案です。

○福田取締役監査等委員

私もそれで異議ないと。

形としてはCEOの方が上になっているので、グループCEOという形にさせていただいて、上位権限者が決済するということになりますので、問題ないと思います。

○議長

他にございますか。

それでは34議案、チーフオフィサー選定の件につきましては、グループCEOを私椋梨が勤めまして、規程上ではCEOとCOOを一括で権限付与という形でやっていくという形で、ご賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございました。

全員一致でございます。

それでは続きまして、35議案目でございます。

当社およびグループ内銀行の取締役および執行役員にかかる委嘱、管掌の件を上程いたします。

本議案は私より説明させていただきます。

お手元の資料をお願いします。

6月24日、25日の当社およびグループ内銀行の株主総会にてご承認頂きまして、ならびに取締役、こちらグループ内銀行のご承認いただいたものにつきまして、資料が一部変わってまいります。先程の議案の通り、私がグループCEOと訂正して頂いた上で、資料の通り、あとグループCOO以下ですね、ユニットのところは先程議決で、今回保留ということにさせていただきますましたが、管掌のところだけ、今から申し上げます。

曾我専務執行役員を金融ユニット長を委嘱、金融ユニット事業を管掌、田辺専務執行役員に監査部長を委嘱し監査部を管掌、多賀専務執行役員にコンプライアンスリスク統括本部長委嘱し、コンプライアンス統括部とリスク統括部を管掌、荒木専務執行役員に市場事業本部長を委嘱し、市場統括部を管掌、濱田常務執行役員にイノベーション戦略事業本部長及び投資共創部長を委嘱し、投資共創部、マーケティング戦略部、DX戦略を管掌、吉中常務執行役員に人事総務統括本部長委嘱し、経営管理部を管掌、渡部執行役員にCEO室長を委嘱し総合企画部を管掌、金子執行役員に地域共創ユニットを委嘱し、地域共創造ユニットを管掌、安富執行役員にIT業務統括本部長委嘱しIT統括部、カスタマーサービスを管掌、大本執行役員に法人事業部、法人戦略部長を委嘱し、法人戦略部、海外経営戦略部、モビリティ戦略を管掌、小川執行役員にリテール推進部を管掌いただくものといたします。

山口銀行につきましては資料3頁、もみじ銀行につきましては資料4頁、北九州銀行につきましては、資料5頁に記載の通り、各部店長の委嘱及び本部管掌といたします。

説明は以上でございます。

ご意見ございましたら、お願い致します。

○福田取締役監査等委員

大本さんは委嘱はないという事でよろしいですね。

○議長

失礼しました。

大本執行役員は、法人戦略部、海外戦略部、モビリティ戦略部を管掌でございます。

それでは、35議案、当社およびグループ内銀行の取締役および執行役員にかかる委嘱、管掌の件につきまして

賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。

全員一致でございます。

(38M)

それでは、前にもどっていただきまして、2号議案、取締役の順位の件でございます。

2号議案、取締役の順位の件について上程します。

本件は私の方からご説明いたします。

定款第16条、取締役会規則第8条1項に基づきまして、取締役社長に事故ある時の代行といたしまして、取締役の順序を定めるものでございます。

第一順位を吉村取締役とするものでございます。

ご質問、ご意見があればお願い致します。

ご異存がなければ原案通りとさせていただきます。

ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

はい賛成多数ということで承認させていただきます。

続きまして、指名委員会、報酬委員会の委員選定の件についてご説明申し上げます。

第3号議案、でございます。

指名委員会、報酬委員会の委員選定の件を上程いたします。

本議案私よりご説明させていただきます。

議案内容は、このたび株主総会、グループ内銀行株主総会で新任を承認されました取締役のうち、両委員会の委員といたしまして、当社社外取締役より、山本謙氏、永沢 由美子氏、柳川範之氏、末松美奈子、三上智子氏、佃和夫氏、国政道明氏、山口銀行社外取締役より楠正夫氏もみじ銀行社外取締役より、山下哲男氏北九州銀行社外取締役より、辰巳和正氏の10名を選定させていただくものでございます。

このたびの当社取締役構成の変更に伴いまして、委員数を10名とし昨年と同様にすべて社

外取締役とさせていただき、より多様性を図り、客観的なご意見をいただきたいと考えております。

指名委員会及び報酬委員会の委員長につきましては、山本謙氏にお願いしたくお諮りをいたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

それではご質問、ご意見ございましたらお願いたします。

ご異存がございませんでしたら、原案の通りとさせていただきたく思いますがご異議ございませんか。

ご承認いただける方挙手お願いたします。

はい、ありがとうございます。

全員一致ということでございます。

続きまして第4号議案でございます。

山口フィナンシャルグループ及びグループ内銀行における役員株式給付信託BBT継続実施の件を上程させていただき本議案も私よりご説明をさせていただきます。

議案内容は2021年度について、当社グループ内銀行における給付、株式給付信託BBTを継続実施すること。

当社及びグループ内銀行における株式給付信託BBTの業績連動計数についてでございます。

資料2頁をお願いたします。

業績連動給与については、持続的な企業価値を生み出す企業経営のための役員給与制度の見直しが行われ、法人税法34条3号の要件を満たすことで損金算入が認められており、株式給付信託BBTの継続実施につきまして取締役会にて決議をいただくことが要件の一つとなります。

本件は5月12日付の報酬委員会にてご了承いただいております、グループ内銀行においても、昨日及び本日の臨時取締役会にてご承認をいただいております。

本件株式給付信託継続実施についてご承認いただきました後、有価証券報告書へ記載させていただきます。予定でございます。

当社及びグループ内銀行における株式給付信託、BBTの業績連動係数についてですが、現在中期経営計画における当期純利益を業績連動係数とすることについて、2019年5月10日付、当社取締役会にてご承認いただき、役員株式給付規定に定めております。

2021年度業績連動係数について引き続き役員株式給付規定に基づき当社においては、2021年度中計計画における親会社株主に帰属する当期純利益400億円とし、山口銀行については、当期純利益266億円、もみじ銀行については、当期純利益111億円、北九州銀行は当期純利益44億円としてお諮りするものでございます。

資料3頁に参考として、役位ごとのポイント数を記載しておりますが、株式給付信託BBTの付与ポイントの算定方法、基準ポイント数について変更はございません。

ご説明は以上です。

ら、川上の方から落としていって、まず上級リーダーのところをじゃあ誰が評価していくのですかっていうところでいくと、各所属長が評価をしていきます。

そこできちっとトレーニングをした上で、上級リーダーが今度、一般社員を評価していくというような形にしたいというふうに思っておりますので、川上から川下に落としていきたいという形にさせていただいてるところでございます。

いずれにしても、今おっしゃっていただいた部分というのは、私ども課題として認識しております。

計画についても1年ごとにミッションを設定していくんですけども、当然にその1年でミッションが変わると1年で変わらない人、3年変わらない人っていうのが出てくるというふうに思っておりますので、そこは動きながら改善するべきところは改善を図りながら動いていきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○議長

他にございますでしょうか。

○吉村取締役

さっきの保険ひろばの話もあるから、やっぱりその何というか、やっぱり外の価格とかもよく見ないと、結局銀行員の給与体系で振っていくっていうことになる、何をしたかよくわかんなくなるので、そこだけは本当よく保険ひろばの仕事の価値と、銀行のリテラーの価値がどうなんですかみたいなのところもよく見てあげて、僕はちょっと保険ひろばの給料も今大変だけど、銀行のリテラーに比べたらやすいと思うんだよね、安すぎると思うんですよ。だから、リテラーが高いのか、保険ひろばが安いのかよくわかんないけど、ちょっとその辺りもよくバランスがとれるように、せっかくのチャンスなんで、見ていただければいいんじゃないかと思います。

○吉中執行役員

外部の職務の価値っていうところも、このジョブ型を入れてく報酬に導入していく、報酬体系を変えていく中で導入していこうとしておまして、今各方面でいろいろ出しているところがございますので、そこしっかりにらみながら、それとグループ企業の中でも、そこが違いが出てきてもともと出てますので、そこをしっかりと対応していくためにも、外の職務の価値っていうところをしっかりと入れていく必要があるというふうに考えてます。

しっかりと対応して参りたいと思います。

○議長

はい。

他にございますでしょうか。

それでは本件、ジョブ型人事制度を導入の件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい全員賛成でございます。

ありがとうございました。

これで本日決議事項は、冒頭申し上げてました通りすべてでございます。

これから報告事項に入りますが、ご提案ですが5分ほど休憩を取らせていただきまして、今後は報告事項ですので、もし用事のある方に関しましては、ここの区切りでご退席ということで、思いますが。ご退席規模の方は。

○山本取締役

一番最初の議案で、吉村さんが代表取締役会長という案が否認されましたよね。

吉村さんが取締役ということになるんですが、ここでご提案したいのは、代表権はないけれども、取締役会長に就任していただいたらどうでしょうかという案です。

会長職が当社において、同規程されてるのかよく知りませんが、要はCEOのもとで、特任事項をするという案はいかがでしょうかという提案です。

これは会社としてやっぱり対外的な業務って、結構多いんじゃないかという気もするんです。そういう意味での内容等はいかがでしょうかという提案ですけど。

思いつきみたいにしてすみません。

今の山本取締役からのご提案でございますが、ご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

○永沢取締役

さきほどの何故手を挙げなかったのかというところですが、私の考えを申し上げますと、やはり今回、先ほどから話題になっております新銀行の話の時に、富樫氏、それからアイフルからどのようなものが出てきているのかは知りませんが、富樫氏から来ている手紙などを拝見しまして、非常に大変申し上げにくいんですけども、やはり代表取締役会長というのは会社を代表して契約を結ばれるときに、その向こうに大きな期待を与えて、当然ながら、代表権のある方の発言、大きな重みがあるので、富樫氏にあのようにやはり書かれてしまうということに関して、非常に危惧を私は思いましたので、その意味で、今回、私はちょっと代表権はしばらくといたしますか、現時点ではどうしますかというときには、手を挙げづらかったというのが正直なところでございます。

その意味で、私は会長というのが社会的にどのような立場なのかはよくわかりかねるところがありますけれども、今回のその富樫なり、アイフルは私ちょっとよくわかっておりませんが、手紙からのやりとりに関して、危惧を覚えたってところで会長というのが、どの程度のその会社の代表して責任を負うことになるのかってところが、私わからないのでその辺をお話いただいて、それほど、出ないのであればというふうに思いますが、すみませんが、なぜ挙げなかったのかというところと関連して、私としては、以上のような説明から会長がどのような会社に対して、その対外的に持つのかというところがわかりましたら、はっきり判断させていただきたいと思っております。

現状で私は情報を持たないで今のご提案に関しては棄権させていただきたいと思っております。

○福田取締役監査等委員

当社の中では、会長の任は何、社長の任は何だというルールはございません。

呼称に過ぎないというところで、ございますが、私、個人的な意見を言わせていただくと、やはり新しい体制で、椋梨社長がしっかり引っ張っていくためには、私は椋梨社長、ということで、会長職はつけずに、いった方がいいなと、変な話。

要するに社長の独立性そこをしっかりとっていくためにも、対外的に何かこう、会長ということ何か権限を持っているやに思われがちなんです。

そういうところ排除する意味でも、私個人の意見を言わせていただくと、取締役にしていただいた方がよろしいかなというふうに思います。

○永沢取締役

もう一つちょっと補足させていただいてよろしいですか。

富樫氏と私は知らない中ではないです。

そんなに悪い人ではないことも承知しておりますけれども、やはり手紙をいただいた中で、読む限りにおいては、吉村さんと山口フィナンシャルグループ守るためには仕方がないのかなと私なりに考えたということで、まず私の考えでございますけれども、やはりそういう意味では、今の対外的に大きな信用が生じるというのならば、上手くいえませんが、そこちょっと気になるところです。

すいません。

○議長

すいません。

ちょっと私ちょっと

○議長

お手洗に行かせてください。

ちょっと休憩入れさしていただくか、私の退席をゆるしていただくか、どちらかよろしいでしょうか。

休憩5分入れさしたいよろしいですか。

申しますございません。

すいません。

では5分休憩で、3時そうですね、ちょっと区切りがよいところで、15分から再開させていただきます。

はい。

○議長

よろしいですか。

ちょっと早いですけど再開します。

東京三上取締役よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは再開させていただきます。

○国政取締役

先程の山本さんの提案が、取締役会ですから、どういう意味を持つのか、はっきりしないのですが。

○山本取締役

動議になるのですか。

○国政取締役監査等委員

動議として出すのか、事実上・・・

○山本取締役

意見です。皆さんの意見を伺いたい。

○国政取締役監査等委員

意見を言われたのか、動議を出されたのか判らないです。

意見について一つ言わせていただくと、色々な経緯があって、取締役会の中で調査委員会があって、皆さんの総意でできているんです。

7月末までに調査委員会としての報告書を、取締役会で決議されて出来た調査委員会、で取締役の中で監査等委員3名、と社外取締役1名と、社外の弁護士が一人入れてもらってもいいだろうということで、調査委員会が、できているんです。

今、調査継続中で、今日株主総会で、間に合えばよかったのですが、期間的にむずかしく、7月末目処に調査中です。

どういう呼称で、代表取締役会長という提案ではなかったと思うので、例えば今日の、取締役会で第一号議案であるような決議がされたのです。

で、私の意見としては、調査委員会の報告を踏まえて、もう一回結論を出してはいかがかと思えます。

吉村さんは全く納得がいかず、皆さんもこの1か月色々と考えてこられて、それぞれの意思で、決断したわけですから、今日の今日は時期尚早ではないかと思えます。

○山本取締役

わかりました。

じゃ、調査委員会、だから今度私はそれを聞いて確かに、そうかなと調査委員会がある以上は、その結果を待って、それに基づいて、じゃあどうなんだろうということをもしあれば、皆さんがたに考えていただきます。

はい。

○議長

それでは報告事項に移らさしていただいてよろしいでしょうか。

報告事項の1番目コーポレートレートガバナンスコード改定に伴う今後の対応の件につきまして坂本総合企画部長から説明をお願いします。

ご報告をお願いします。

○吉村取締役

最終確認させてください。

今の国政さんの先生の、ご発言は、調査委員会次第ということなんですか。

○国政取締役

いやいや調査委員会は今調査していますよね。

取締役会の決議で調査委員会をつくったのです。

○吉村取締役

だから、調査委員会の結果を受けた取締役会がどう判断するかは、取締役会調査委員会報告後のことで決まります。

○国政取締役

そこで皆さんの意見を確認していただきたい。

調査委員会がどういう調査結果を出すかはまだ未定です。

全く未定です。

○吉村取締役

ちょっとこだわっていいですか。

皆さんがダメと言うので納得していますが、そのダメの理由が調査委員会とは関係ないよねっということですよ。

○佃取締役監査等委員

僕も個人的にはそう思っている。

○国政取締役監査等委員

さっきの私の意見やろ。

○佃取締役監査等委員

社外取締役はみんな違った意見をもっているから。

僕の意見を正直に言えば、今の瞬間に会長という名前はね、つけないでねと思っている。

僕はね、むしろ代表権があるかないかというのにはみんな関心がないもの、一般的には、会長は社長よりえらいの。

○山本取締役

吉村さん。

それ私聞いたわけですよ。

世間一般では会長て聞いたらどう受け取るかな。

これ皆さんけとり方が違うんすね。

そんで。

じゃあ、こうね、特にこの山口県とか、経験いろいろされてる方から見たら、そういうタイトルたんについたってのが何か違和感があるのかないのかってのをお聞きしたという。

ことも中にはいってます。

はい。

これはおっしゃるように権限が何とか、形がどうだった、形っていうのはちゃんと契約でね、こういうふうにしてるからいいとかっていう話ではなくて、世間一般がどう受け取るということも踏まえてということなので、ただ、ただ先ほど国政さんがおっしゃったように、unknown っていうか、不確定なところが1ヶ月間わかんないで訳です。

わかんないんで、それが明確なるまでは、またざるを得ないかなっていうのが。

はい。

○柳川取締役

なぜ挙手しなかったかという話をここでしておいた方が私としても気持ちが悪いので、話をしたいというふうに思います。

非常に悩むところであったんですけど、まずはそのこれは何か法的な問題があるとか責任を取らなきゃいけない案件があるとかっていうことで、手を挙げなかったという趣旨では私はありませんでした。

先ほどお話が出てましたけど、吉村もと会長のリーダーシップだったり、或いは全体の改革の方向性っていうのは、私は強く支持していますし、それを今後もしっかり進めていくことが大事だっていうふうには思っています。

ただ、やはりこの間、特にその例の富樫さんの案件が出て以来のいろんなやりとりであるとか、ヒアリングであるとかっていう話で、出てきた時に、二つ大きな懸念点を感じました。1点目は、やはりその改革ってどうしてもやっぱ本体から少し離れたところで、リーダーシップを発揮しないと、本体にそのままついていったんじゃ改革にはならないんですけど、やっぱりこの距離感がちょっと離れすぎてしまったと、いう感じがしていて、それはいろんなヒアリングのところ聞いていても、やはり現場の人達だったり、実際本体の側の人たちが、やっぱりそのついていけないというような感じを、しばしば漏らされるということが多かったというこも、ここは悩むところで、そういう人0にしたら、改革なんて進まないのですね、非常に難しいとこなんですけど、少し距離が離れすぎているのかな、それから2番目はこの取締役会との関係で、ここは結果的には今日のやりとりで大分解消した部分があるんで、誤解の部分もあったんだなというふうに思いますけれども、やはりこの40件近い案件が出てきてしまって、これを取締役会でやっぱり議論して決議をするっていうのは取締役会のあり方としてやっぱりまずいことだと思っていまして、形としてはですよ。

悪い言い方すればこれはCEOの自主的な役割を放棄して、取締役会にその役割を投げ返したように見たえたと、いうところがございました。

そこは、先程のようなやりとりもう少しして、それに事前に話を伺ってれば少し違った印象だったのかなというふうに思いますので、そこは半分誤解の面もあったんだと思いますけど、やはりこういう形で、取締役会とCEOがある種対立した形になっているっていうのは、結果的に理由は何であれやはりマネジメント、ガバナンス体制としては良くないことなのかなという意味で、2点からですね、冒頭で申し上げましたけど、何か責任を取るとかですね、その法的に問題があるとかっていうことで、手を挙げなかったたというよりは、や

やっぱり今のこの状況でいくとこのままトップリーダーを走っていただくよりは、やっぱりそこは少し交代をしていただいた方がやっぱり実質的な改革が進むんじゃないかとそういうふう判断をさせていただいたと。

というのが私が手をあげなかったところでございますので、あまりその先ほどから議論なっている個別のそこのあ例の案件の決議を取ったとか、取らないとかっていうところは私にはあまりポイントではなかったということです。

あまりちょっとすいません。

もうちょっとちゃんとご理解いただくようにもうちょっと時間かけてお話をさせていただきたいと思いますが、あまり時間を使ってもあれなので、とりあえず申し上げるべきことだけ。

すいません。

○末松取締役

私のような若輩者がですね、こういった重要な意思決定に関わらなければいけないということで、すごく悩みました。

特にこの会社は社外役員の方が多いので、その分、社内の常勤の役員の方々のチームがしっかりしてるから、こういう体制になられたんだろうなというふうにしてお引受をしていたんですけども、実際にその社内の取締役のチーム感みたいなものかちょっと感じられなくて、そこの部分が、取締役をやっている自分自身も不安に思うところがございました。今回の決議のところについては、手を挙げられなかったっていうのが正直な気持ちでございます。

以上です。

○議長

田中室長、報告事項お願いします。

はい。

まず報告事項 1 番目コーポレートガバナンスコード改定に伴う今後の職務の執行状況の件についてです。

本件については渡辺執行役員グループCSOと坂本総合企画部長より報告願います。

○坂本部長

はい、それでは説明させていただきます。

本件は6月11日に改定されたコーポレートガバナンスコードについて、改定内容及び現状での対応方針それに加え、今月東証に提出するガバナンス報告書についてご報告するものです。

資料の4頁をお願いいたします。

今回の改定では、11の原則、補充原則が内容修正され、五つの補充原則が追加、全78項目から83項目となっております。

改定の主なポイントは3点です。

一つ目は、取締役会の機能発揮として、取締役のスキルマトリックスの開示や特にプライム市場向けに、指名委員会、報酬委員会の構成の過半数を社外取締役にすることに加え、その委員会構成の独立性に関する考え方、権限、役割等の開示が求められます。

二つ目は、企業の中核人材における多様性の確保として、多様性確保に向けた目標設定などが求められます。

三つ目はサステナビリティをめぐる課題への取り組みとして、取締役会による基本方針の策定、執行状況の監督、取り組みの開示やPCFDの枠組みに基づく開示が求められます。これらの改定の対応期限は本年12月末プライム市場向けの項目については、来年の総会後までとなっております。

資料の5頁をお願いいたします。

こちらに各項目の改定内容の概要、及び対応方針を記載しております。

当社において対応が必要な項目は、黄色網掛けの11項目と整理しております。

12月時点では、高度改定に伴うエクスプレイン2項目及び現状のエクスプレイン項目1項目を合わせた計3項目をエクスプレインとし、来年6月時点で全項目コンプライを目指すこととし、今後各主管部と連携の上、対応を進めて参ります。

続きまして資料の11頁をお願いいたします。

今月、東京証券取引所に提出するガバナンス報告書についてご説明いたします。

今回の提出分は、例年の定例提出分であり、主なポイントは資料に記載の通りです。

ガバナンス行動関連で現在エクスプレインとしている項目については、引き続きエクスプレインとして記載しているほか、取締役実効性評価の結果概要など、毎年内容の更新が必要な項目を更新して変更しております。

ガバナンス報告書の具体的な記載内容については、資料の12頁から54頁、また参考資料として、取締役会実効性評価の結果概要を、55頁に記載しております。

11頁の方で、一つ誤植がありまして11頁2の主な変更点(2)内容更新の項目の方には、括弧いたしまして詳細は別紙2をご参照と記載しておりますが、正しくは55頁の誤りでございます。

申し訳ございません。

提出日については6月28日を予定をしております。

説明は以上でございます。

はいありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問ご意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

はい。

ありがとうございました。

続きまして報告事項2、会計監査上の主要な検討事項の記載内容の件につきまして引き続き渡辺執行役員グループCSO、坂本総合企画部長よりご報告申し上げます。

○坂本部長

それでは説明させていただきます。

資料の3頁をご覧ください。

監査基準の改定により、会計監査人による監査上の主要な検討事項キーオーデイトマターズ、通称KAMの監査報告書への記載が2021年3月期の金融商品取引法上の会計監査より必要となりました。

当該監査にかかるKAMは会計監査人が監査上特に注意を払った事項について、監査報告書への記載を行うものです。

三番にございます。

当社に対する株の決定をご覧ください。と思えますが、当社の株については、会計監査人であるあずさ監査法人により連結財務諸表における①貸倒引当金計上における債務者区分の判定の妥当性、②保険ひろばの取得によって生じた、のれんに係る減損の認識要否の判定の合理性また個別財務諸表における③子会社株式保険ひろばの評価の合理性の3点が選定されています。

続きまして、資料の4頁をご覧ください。

KAMの具体的な記載内容について簡単に説明いたします。

①貸倒引当金計上における債務者区分の判定の妥当性については、経営改善支援取り組み先の債務者区分の判定が経営改善計画の実現可能性といった将来予測情報に基づく見積もりに大きく依存することから、このような見積もりは不確実性が高く、経営者による高度な判断が求められております。

続きまして5頁をご覧ください。

②保険ひろばの取得によって生じたのれんに係る減損の認識要否の判定の合理性については、同社ののれんの減損判定において使用する割引前将来キャッシュフローの見積りには不確実性が高く、経営者には高度な判断が求められます。

続きまして6頁をご覧ください。

③子会社株式保険ひろばの評価の合理性については、先ほど申し上げましたのれんを株式価値に加味しております。

従いまして、のれんの評価と連動することから、経営者には高度な判断が求められます。

以上の3点は、いずれも将来の見積りには不確実性があることから、当該事項に対して、経営者には高度な判断が求められるという点に置いて、あずさ監査法人が監査上特に注意を払った論点として、当社のKAMとなったものです。

なお当該記載事項については、6月28日付で提出する有価証券報告書内の独立監査人の監査報告書上で開示となります。

説明は以上でございます。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、ご報告に対しまして、ご質問ご意見ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

はいありがとうございました。

続きまして報告事項3、号との業務委託契約締結及び社内アカデミー実施の件についてです。本件について引き続き渡部執行役員、坂本総合企画部長よりご報告申し上げます。坂本部長ははずれます。

それでは渡部執行役員から申し上げます。

(坂本部長退席)

○渡部執行役員

すいませんその手前でちょっと報告事項の1番目の話をさせていただいてもいいでしょうか。

よろしいですか。

資料17頁をご覧くださいと思うんですが、今のこの6月28日に出す内容のところ、17頁の右側に今回提出分ということで記載をさせていただいています。

その中で時期グループCEO、グループCOO会長、社長は取締役会が定めた候補者中からということで次期社長という表現から、次期グループCEO、グループCOO、会長、社長と変えたところだったんですが、これは変えなくてよろしいでしょうかということと、17頁のポツの三つ目、三つ目ですけど、現グループCEO、グループCOO、会長、社長の解職プロセスについては、取締役会が定める基準に基づき指名委員長が指名委員会に具申し指名委員会において、現グループCEO、グループCOO、会長、社長に説明を求めた上で、妥当性等を審議し集約した意見を取締役に答申することとしております。

というふうな期待をしておりますが、これは正しいプロセスでしょうか、以上教えてください。

○議長

これは誰への質問ですか。

○渡部執行役員

取締役会への質問です。

○吉村取締役

まったく説明を受けてないんだけど。

○福田取締役監査等委員

私の見解を申し上げますと、まず、なんていうか、配置については、結果を受けて、どういう形になるかっていうのを記載いただければいいと思うんですが、プロセスについては、従前と何だかわかっていないという理解です。

今回は新たに取締役になったものの選定ということで、それが通らなかったということでございますので、それについては、プロセスが変わったということではないと理解しています。

○吉村取締役

それは詭弁じゃないですかね。

プロセスは変わってます。

解職されているのだから。

取締役会会長を。

基本的に解職ですよ。

いや、前回まで代表取締役で、今回株主総会で取締役でえられましたけど、それを選任されなかったことというのは、基本解職ですよ、それが選任しなかっただけだというのは、基本的には何か、詭弁であって、それに選任してないから解職ではないといっても、明らかに外から見れば明らか解職です。

それは詭弁です。

○国政取締役監査等委員

だからやっぱり今日の株主総会でね、新たにゼロから取締役に、ここにいる方が選任された。選任された後の臨時取締役会で代表権のある社長を決める、また代表権のある会長を決めるかどうか、CEOとかCOOとかを決めるかどうかというのは、臨時取締役会で決めるべきことなんで。

これまでそうだったから、それと賛成しなかったからそれは解任というのは、これは法律論的には難しい理屈だとも思います。

○吉村取締役

そのとき選任秘訣理由が全く述べられませんでしたよね。

○国政取締役監査等委員

選任否決理由はただ、

○吉村取締役

プロセスがあるんじゃないですか、選任をしないプロセスがあると思うのですが。

○国政取締役監査等委員

選任しない理由をそれぞれ個別的に述べてくださいとかそういうことじゃないとも思いますよ。

社長と会長を選ぶのに。

皆理由を述べなければいけないとはなっておりません。

ただ結果的にはね。

先ほど後いろいろご質問があつて、皆さん一言ずつしゃべられたことは事実です。

○渡部執行役員

本日リリースが必要かと思っております、5月の14日のより決算役員会の後のリリースにおいては、代表取締役の異動がございませんという形で提出をさせていただいております。

本日この形になっておりますので、リリースが必要かと思っております、その内容といたし

ましては、本日開催の当社取締役会において、代表取締役を解職いたしましたのでご報告しますという形になろうかと思えます。

○福田取締役監査等委員

解職じゃないですよ。違う。

○吉村取締役

選任をしないということで、説明をつけないと。異動の理由を書かないといけない。

○渡部執行役員

代表取締役の異動はございませんというふうに発表しています。

○福田取締役監査等委員

異動だけで解職ではないですよ。そう。

なぜそのような異動になったか。

それが何ですかという。

各個人が言われたことを、要約する。

(佃) だからこれは、CPを報告する記載内容がどうのこうの・・・うん。

はい。

はい。

はい。

ちょっとの問題だな。

そう。

そう。

はい。

○渡部執行役員

代表取締役の異動でも構わないんですけど、その理由が必要かなと思ってます。

リリースの時ですね。

(佃) リリースするのだったら、そのときに出た人がちゃんと言えばいい。

(

○国政取締役

リリースは誰がでるんですか。

(福田取締役監査等委員) リリースは投げ込みですので。

その理由は必ず書かないといけないのですか。

いや、(吉村) 必ず取材が入る。

(福田取締役監査等委員) 取材が入った時にはそれは対応しないといけないと思いますけれども、投げ込みの時に、

(吉村) 対外的に発表しているから。

(渡部) ありませんということで出していますので。

○福田取締役監査等委員

だからニュースリリースはするって。

それを要らないとは誰も言ってないよ。

はい。

はい。

○福田取締役監査等委員

いやだからその回答の準備はさっきいろいろお話があったところを踏まえて、整理すればいい話で、

○議長

リリースについては、理由なしで出していただいて、それで記者会見を求められたり、そういう事態になりましたら、もう取締役会で出たことですから、私に対応します。

(吉村) そのときが、クーデターなんじゃないかっていう話になるんじゃないかと。

だ

○国政取締役

いやいや。

そういう質問が出たらさな違いますといえればいいのです。

(吉村) 社外取締役からそうやって〇〇られたっていいんなら、私は私なりにやると。

なし

○福田取締役監査等委員

くれぐれも解職とかではない。

正確に書いてください(吉村) だったら、代表取締役に異動がありましたと書けばいい。

それで、理由は何ですかときかれたら、椋梨氏の記者会見を開くって事は、明らかにおかしいことが起きてるなっていう世界になるからですね。

は、そうやな。

はい。

こうやっ何個とですねとかはいネットに登録する。

はい。

今日結果出ており、はい。

(吉村) 記者会見を開くべきではないか。

○福田取締役監査等委員

ちょっと時間次第いいですけど、

(佃) もう報告事項はいいですから、記者会見タやった方がいいでしょうね。

○議長

では報告事項はもう「よろしいですか。では、はい。

○議 長

報告事項はもうよろしいですか。

では報告事項については、今回これで終了させていて、リリース記者会見の対応に入るとい
うことでよろしいでしょうか。

そうさせていただきます。

ではこれで取締役会につきましては終了させていただきますが、よろしいですか。

はい。

それでは取締役会を終了させていただきます。

お疲れ様でした長時間にわたりありがとうございました。

(15 : 44)